

小口事業資金融資  
あっせん制度

年内の申し込みは  
お早めに

市では、地元商工業の活性化支援のために、商工業者法人・個人が必要とする事業資金を有利な条件で利用できるよう、市内金融機関へ融資のあっせんを行っています。

融資が決定された場合には、利息の一部を市が負担し、保証機関への保証料(当該融資相当分)の最大2分の1を補助します。

申し込みは、随時、受け付けていますが、年末は保証機関への申し込みが集中するため、お早めにお願います。

関経済課産業振興係 ☎042-387-9831

市民協働支援センター  
準備室

同準備室では、市民協働推進員を配置し、市民協働推進のための諸業務を行っています。

■開所日時 月曜～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時(祝日を除く)  
■所在地 社会福祉協議会内

■主な業務 ▼市民協働・市民活動等の相談 ▼団体向けの協働のコーディネート ▼情報収集・発信 ▼市民活動団体リストの管理

■同準備室 ☎042-387-7767  
■HP <http://blog.livedoor.jp/kyodo184/>

廃棄物の野外焼却(野焼き)は禁止されています

法令等により、廃棄物の野

焼きは原則禁止されています。

焼き芋や芋煮会等を開催する際は、事前に周知するなど近隣への配慮をお願いいたします。

なお、枝木・雑草・落ち葉は、資源としてリサイクルするため、各地区の指定収集日に出してください。詳しくは、ごみ・リサイクルカレンダーでご確認ください。

■野焼きについて II 環境政策課環境係 ☎042-387-9817  
▼回収について II ごみ対策課清掃係 ☎042-387-9805

アライグマ・ハクビシンの防除

市では、生活環境への被害等を未然に防ぐことを目的とし、捕獲器を設置してアライ

グマおよびハクビシンの捕獲・駆除を行っています。

捕獲器設置の条件等詳細はお問合せください。  
■環境政策課環境係 ☎042-387-9817

生活のじぶらなごじに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を実施

この調査は、障がいのある方の福祉施策を改善するための基礎資料を得ることを目的に、厚生労働省が市を通じて実施するものです。

12月中旬に、調査員証を携帯した職員が対象地区にお住まいの方を直接訪問します。調査対象となる障がいのある方等がいる場合には、郵送で調査票の回答をお願いいたします。

■自立生活支援課障害福祉係 ☎042-387-9848 FAX 042-384-2524

住宅用地の建て替え  
特例制度

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、令和5年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特例制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、一定の条件を満たしていれば引き続き特例制度の適用が受けられます。(令和5年度課税の対象です) 適用条件等、詳しくはお問い合わせください。

■資産課土地係 ☎042-387-9821

特定健診を  
受診しましたか

市の国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病の予防・早期発見のため、特定健康診査(特定健診)を実施しています。

対象の方には受診券等を5月下旬に発送しました。

■受診期限 12月31日まで  
■令和4年4月1日以降継続して市の国民健康保険に加入している方で、令和4年度中に40～74歳になる方(令和4年6月1日以降、当該年度中に75歳になる方も含む) ※6か月以上入院されている方など、一部対象にならない場合があります

【フォロー健診】  
特定健診を受診する際に、希望すればフォロー健診を同時に受診することができます。

フォロー健診は、市が実施する特定健診の対象とならない方も受診できます。

◆共通◆  
■健診項目等、詳細は市ホームページをご覧ください  
▼同じ年度に特定健診を受けた場合は、人間ドック補助の対象となりません▼重複受診および資格喪失後の受診をした場合は、健診費用を返還していただくことがあります▼  
■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診前に医療機関に電話で確認のうえ、受診してください

■保険年金課国民健康保険係 ☎042-387-9833、健康課健康係 ☎042-321-1240

消費者「コーナー」

消費生活相談室 ☎042-384-4999  
消費者ホットライン ☎1888

ナッツアレルギーの急増について

ナッツアレルギーが急増しています。報道が少ないので以下を参考にしてください。

令和4年3月に消費者庁より、「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業」の報告書が発表されました。

報告書によると、食品を食べて2時間以内に症状が表れる即時型食物アレルギーが増加傾向にあります。2017年の前回調査までは、原因食物の上位3品目は鶏卵、牛乳、小麦でした。2020年の調査ではナッツ類(木の実は)の割合が増加し、小麦を抜いて主要3大原因食物の一つとなり、鶏卵、牛乳、ナッツ類になりました。

なお落花生(ピーナッツ)は全体で5位ですが、落花生はマメ科の植物で、「まめ」なので、ナッツ類には分類されません。

ナッツ類はアレゲンとしてよく知られているえび、かに、大豆より即時型食物アレルギーの起こる頻度が上がっています。

ナッツ類を個別に分類すると、1位クルミ、2位カシューナッツとなり、マカダミアナッツ、アーモンド、ピスタチオ、ペカンナッツ、ヘーゼルナッツ、ココナッツ、カカオ、

くり、松の実と続きます。年齢別にみると、1・2歳では第3位、3～6歳では第1位、7～17歳では第2位で前回調査より著しい増加です。

アレルギー表示

食物アレルギーがある消費者の健康被害防止のため、過去の危害等の程度や発症件数の頻度を考慮して、7品目の「特定原材料」と定め表示が義務付けられています。

また「特定原材料に準ずるもの」として、令和元年9月にアーモンドが新たに追加され、21品目が定められています。義務ではありませんが、表示することを推奨されています。

特定原材料を使用していない食品を製造する際に製造ライン等で特定原材料が混入することがあります。混入しないような対策の実施が原則ですが、それでも混入の可能性があるときは注意喚起表示を推奨しています。(例Ⅱえびを使用した設備で製造しています)

アレルギー表示は容器包装された加工食品が対象です。店内加工された食品を容器・包装なしで販売する場合や外食は対象外なので、注意が必要です。利用する際はお店のスタッフにアレゲンが入っていないか確認しましょう。

体調に異変があれば医師の診断を受けてください。医師によりアレルギーの医薬品を処方されている場合は、用心のために常に持ち歩くようにしましょう。

ごみ減量大作戦!



250

現在、野川クリーンセンターに搬入された粗大ごみから再生可能な家具類の補修等を行ったあと、市が地域情報サイト「ジモティー」にリユース品を掲載し、市民の皆さんに無償で譲渡するリユース事業を10月より実施しています。

今回、リユース事業を市民の皆さんに親しみを持っていただくため、リユース事業全体のことを「ゆづる輪」と名づけました。この「ゆづる輪」の実施に合わせ、まだ十分に使える物を必要な人に譲ることを使命とした、ごみ減量啓発キャラクター「ゆづるん」が新たに仲間入りしました。「あなたにゆづるわ!」を合言葉に活躍していく予定ですので、鶴をモチーフとしたこのキャラクターもくるカメ君たち同様、よろしくお願います。

なお、今回の事業実施に合わせて「ジモティー」のサイト内に小金井市リユース事業のページを新たに立ち上げました。このページでは市が掲載しているリユース品を確認できますので、詳しくは、市ホームページまたは下記二次元コードをご覧ください。

■ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9854



ゆづる輪

KURUKAME YUZURUWA



小金井市リユース事業